

平成 30 年 7 月 1 日

軽井沢町議会議長 市村 守 殿

佐藤 敏明

セミナー参加報告書

- 1 日 時 平成 30 年 5 月 17 日（木）13 時 30 分～16 時 00 分
- 2 場 所 図書館流通センター本社ホール（東京都文京区大塚 3-1-1）
- 3 出席者 佐藤 敏明
- 4 セミナー内容
主 催：図書館総合研究所
演 題：議員力と議会力—いま、問い直すべきこと
講 師：江藤 俊昭 山梨学院大学 法学部教授・大学院社会科学研究所長
レジュメ資料「議員力と議会力：いま、問い直すべきこと
—議会改革を住民福祉の町の向上につなげる—

・概要

多くの地方自治体では、今後、公共施設・サービスの再編・縮減等が避けて通れない状況にあり、一般に「撤退戦」では、住民間、地域間の利害対立が先鋭化し、合意形成は困難を極めがちである。ここで重要な役割を担うべき議員・議会が、今日、ともするとその存在感を薄れさせつつあることは大きな問題であり、背景として、審議会等への住民参加、パブリックコメント、住民運動や SNS 等を含め、住民の政策現場へのアクセス手段が拡大している流れも指摘されている。

今回のセミナーは、今後、時期と程度の差はあれ「撤退戦」を余儀なくされる地方自治体にあつて、求められるローカル・ガバナンスの姿と、そこで議員・議会が果たすべき役割・機能、そこに向けての議会改革のあり方等について実践的に整理する。

◎ 負の連鎖と正の連鎖

・研修の方向性は、地方政治の負の連鎖を断ち切り、正の連鎖に向かう方向

*議会改革の現段階と課題（本史の第二段階へ）：住民と共に！

- (1) 議会改革の前史
- (2) 議会改革の本史の第一段階（北海道栗山町議会基本条例の制定）
 - ①その意義
 - ②その後の展開（検証は重要なこと！）

(3) 議会改革の本史の第二段階へ（何のための議会改革か、それを作動させる条件整備）

1. 地方政治の誕生（資料1参照）

(1) 地方行政重視の時代から「町政と統合」の政治の重視へ

- ① 地方分権改革＝地域経済の自由度の高まり→政治の重要性
- ② 財政危機＝「あれもこれも」から「あれかこれか」へ→政治の重要性

(2) 水戸黄門主義が期待されている???

――首長主導型民主主義：首長主導の強調＝議会不信――

- ① 水戸黄門はいつもいるのか
- ② 水戸黄門を求める発想を問う

(3) 議会（議事機関）と首長等（執行機関）による政策競争

- ① 議会に驚くべき権限を与えている
（自治体の法律＝条例、予算、決算、主要な計画、執行権限にも）
- ② なぜ議会に権限を与えるのか（住民代表機関＋議事機関）
（二十四の瞳効果＝多様性、12人の怒れる男たち効果＝論点の明確化、合意の可能性、オセロ的発想を脱却する効果＝世論形成）

*驚くべき権限の自覚を！！＝議会改革の起点

議決責任の再確認→説明責任の確認→議員間討議（問題をえぐり出す、第3の道の発見）

→独善性の排除（調査研究、住民との意見交換（議会報告会））自治法第96条1., 2, 3, 15参照

(4) 国政は異なる地方政治

- ① 二元的代表制（機関競争主義）＝議会内に与党も野党もない→政策・監視機能の重視
議決事件をしっかりと議決、その追加と議決、首長提案の説明義務、質疑応答の手法（一問一答（単発から議論を踏まえた上での）、反問）
- ② 一院制、直接民主主義の導入→住民参加を積極的に導入＝行政にも議会にも
議会報告会、意見交換会（合図若松市議会）、審議会メンバーとの交流
公聴会・参考人制度の活用、陳情・請願を政策提言として受け止める
- ③ 議会の存在意義＝討議と決定（政策立案、討議、議決、監視）→委員会から
議会の医師をまとめ上げる議員同士の討議
住民を巻き込んだ議論

*住民に開かれ住民参加を促進し（閉鎖的ではなく!）、首長とも切磋琢磨し（与党野党関係は存在せず、監視と政策立案の役割を発揮しつつ、議員の質問に対する執行機関からの反問権も認める!）、議会の存在意義である議員同士の討議と議決（質問のいいっぱなしではなく!）、を重視する議会である。自治法第138条の2・同121条参照

2. 議会基本条例の意義：住民自治を進める議会基本条例

——議会基本条例はバクハツ！これがなかったら・・・——

- (1) それぞれの自治体の議会の規範とすべきルールなし
 - ① 議員としてはばらばら（制度設計する際も何を基準にするのか）
 - ② 住民も議会運営がわからない（ここがポイント、「見える化」の一步）
- (2) 議会改革の到達点がわからない
 - ① 新しい議会改革が含まれている
 - ② 四改革の到達点が見える
- (3) 構成要素（何を規定するか）
 - ① 住民参加の実現（住民との関係（公開、住民参加、議会白書））
 - ② 議会の存在意義（自由討議）
 - ③ 執行機関と切磋琢磨する（議決事件をしっかりと議決、その追加と議決、執行機関に提案説明義務、一問一答と反問権の付与）
 - ④ 条件整備（図書室、議会事務局、議員報酬、政務活動費等）
- (4) 議会基本条例は自治のルール
 - ① 自治における根幹という意味
 - ② 議会運営だけではない（三者間関係のうち、住民—首長関係以外は明記）

議会基本条例の構成：住民自治に関する

- ① <住民—議会>関係
- ② <議員—議員>関係、議員の資質
- ③ <議会—首長等>関係
- ④ 原則、条件、危機管理等

3. 地域経営をになう議会の活動視点——住民福祉の向上を：議会改革が目的ではない

- (1) 総合計画の役割
 - ① 地域経営の軸（へソ）＝総合計画
 - ② 実効性ある総合計画が！
 - ・ 予算と連動
 - ・ 個別計画と連動
 - ・ 首長の任期と連動
 - ③ 総合計画を中心とした質問

(2) 「議会からの政策サイクル」の実践（資料 2 参照）

——「議会からの政策サイクル」の最先端の課題（飯田市、会津若松氏）——

- ① 連続性
- ② 議会からの政策サイクル

(3) 「議会からの政策サイクル」の特徴

——「議会からの」を考える（総合性（包括性ではない））——

- ① 住民目線（⇔執行の論理）
- ② 合議体（⇔縦割り）
- ③ 少ない資源（⇔豊富な財源の人員）

→総合計画、「隙間（ニッチ）」政策

4. 新しい議会の条件整備（資料 3 参照）

——行政改革の論理と議会改革の論理——

- (1) 行政改革の論理（効率性重視）と議会改革の論理（地域民主主義の実現）
- (2) 条件を考えるのは現在の議員のためではない（参加のハードルを低くする）

◎ 住民自治のもう一步：議会図書館と主権者教育

- ① 議会図書室（資料 4 参照）
- ② 議会からの主権者教育（資料 5 参照）

・考察

江藤先生のセミナーは、今回で 4～5 回目になるが最前列で今までと違った視点、観点で勉強することができた。以下自分なりに感じたことを 1～5 に列記します。

1. 住民の意見を取り入れながら、質の場ではなく議論の場を作っていくことが必要である。
2. 追認機関ではなく行政と対峙していく議会作りをしていくことが重要である。
3. 議員間討論は一本にまとまらない、自由討議を積極的に導入している議会が多い。
4. 論点の明確化→合意の可能性→世論の形成が重要である。
5. 何のための議会か→住民のための議会→住民福祉につなげる。

以上のとおり報告いたします。